

# 昭和四十六年法律第四十号

## 民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 裁判所に納める費用  
　第一節 手数料（第三条—第十条）  
　第二節 手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）

第三章 費用の取立て（第十四条—第十七条）  
　第一節 費用の取立て（第十四条—第十七条）  
　第二節 証人等に対する給付（第十八条—第二十一条）  
　第三節 費用の取立て（第十四条—第十七条）

第四章 雜則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

**第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）**その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）第一次及び第三次の規定による手数料その手数料の額（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

（2）第十二条第一項の費用 その費用の額

（3）執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額

（4）当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上

上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）を次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

イ 旅費

（1）旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第八百四十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定めることを超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

（2）旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

（3）日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

（4）宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）ために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定めた額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを

含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）前号の例により算定した額。

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用と認める額を超えることができない。

七 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用（当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額）

八 第六号の訳文の翻訳料 用紙一枚につき最高裁判所が定める額

九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限り文書を裁判所に送付した費用、通常の方法により送付した場合における実費の額

十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用 裁判所が相当と認められる額

十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の原本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第五十号）第四十四条第一項第二号の書面の交付

（3）前項の規定にかかるらず、民事訴訟法（昭和三十七年法律第八百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」といふ。）により行うことができるものとされてい

律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

十三 公証人法（昭和四十八年の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用、公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額

十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るもの交付を受けるために要する費用 第七号の例により算定した費用の額

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けれる報酬及び費用 当該法令の規定により裁判所が定める額

十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払つた地代又は借賃の費用 第二十九条の二第一項の費用

十七 第二十九条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面でした場合の通知の費用 通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額

十九 第二章 裁判所に納める費用

二十 第一節 手数料

（申請の手数料）

二十一 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

二十二 第二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第八百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」といふ。）により行うことができるものとされてい



の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は

前号の申立て若しくは申出についての裁判

に対する非訟事件手続法(平成二十三年法律第

五十一号)第七十四条第一項の規定による再

抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定に

による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条

第二項の規定による抗告の許可の申立て 原

裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事

件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分の確定又は

電子支払督促の送達前における取下げ

前項の規定は、数個の請求の一部について同

項各号に定める事由が生じた場合において、既

に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する

請求についても納められたものであるときは、

その限度においては、適用しない。同項第五号

に掲げる申立てについて同号に定める事由が生

じた場合において、既に納めた手数料の全部又

は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立て

についても納められたものであるときも、その

限度においては、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に

係る申立ての申立人が二人以上ある場合におい

ては、当該各申立人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てを

に生じた一の手数料の全部又は一部が納められ

た場合は、当該各申立人がすることができる。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁

判所書記官の処分に対しても、その告知を受け

た日から一週間の不变期間内に、その裁判所書

記官の所属する裁判所に異議を申し立てること

ができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立て

についての裁判所書記官の処分並びに前項の規

定による異議の申立て及びその異議の申立てに

ついての裁判に関しても、その性質に反しない

限り、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二

十七条及び第四十条の規定を除く。)を準用す

る。

(再使用証明)

第十一条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を當

裁判所は、第一項の規定により予納を命じた

場合においてその予納がないときは、当該費用

を要する行為を行わないことができる。

裁判所における他の手数料の納付について再使

用したい旨の申出があつたときは、金銭による

還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再

使用をすることができる旨の裁判所書記官の証

明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙

を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受け

た者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入

印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の

還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項

の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額

に相当する金額の金錢を還付しなければならな

い。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定

による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事

者等が納めるものとする。ただし、特定申立て

に係る手続においては、第一号に掲げるものの

うち、第十三条の料金に充てるための費用を納

めることを要しない。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事

訴訟等における手続上の行為をするため必

要な次章に定める給付その他の給付に相当す

る金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若し

くは行政事件における事件の調査その他の行

為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び

裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例

により算定したものに相当する金額

三 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

督促手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の

法令の規定により非訟事件手続法の規定を準

用することとされる事件を含む)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律(平成二十五

年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額

を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執

行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七

条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を

いう。以下同じ。)の手続

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為について

取立て等

1 他の法律に別段の定めがある場合及び最

高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事

者等にその費用の概算額を予納させなければな

らない。

2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で

定めるところにより、現金をもつてしなければ

ならない。

3 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた

場合においてその予納がないときは、当該費用

を要する行為を行わないことができる。

(郵便切手等による予納)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事

業による信書の送達に関する法律(平成十四年

法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定す

る信書便の役務に関する料金に充てるための費

用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判

所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特

例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が

行うものに係る費用についての第十一條第二

項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規

定の適用については、第十三条第二項及び第十

二条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書

記官」と、同条第一項及び第三項並びに前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一 担保権利者に対する権利行使の催告

二 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

督促手続

三 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の

法令の規定により非訟事件手続法の規定を準

用することとされる事件を含む)、家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約の実施に関する法律(平成二十五

年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額

を定める手続

四 民事執行法第四十二条第四項に規定する執

行費用及び返還すべき金銭の額を定める手續

六 少額訴訟債権執行(民事執行法第一百六十七

条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を

いう。以下同じ。)の手続

(費用の取立て)

第三節 費用の取立て

(裁判所により費用の負担を命ぜられた者からの

取立て等)

第十四条 第十二条第一項の費用で予納がないも

のは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働

審判によりこれを負担することとされた者又は

民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負

担すべき者から取り立てができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十

二条第一項の規定により費用を納めるべき者に

対する場合にあつては記録の存する裁判所の決

定により、その他の者に対する場合にあつては

第一審の裁判所の決定により、民事執行法その

強制執行の手続に関する法令の規定に従い強

制執行をすることができる。この決定は、執行

力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について

準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八

十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判

所は、強制執行における執行力のある債務名

義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用

の取立てについては、前項の規定を準用する。

(準用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用す

る同法の規定により救助を受け納付を猶予され

た費用の取立てについては、前項の規定を準用す

る。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日

当及び宿泊料を請求することができる。ただ

し、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若

しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請

求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又

は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅

費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受け

た場合において、正当な理由がなく、出頭せ

ず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒ん

だときは、その支払を受けた金額を返納しなけ

ればならない。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百八十八条第二項(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)又は

公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八

号)第四十二条の三十二第二項の規定による説

明者、民事訴訟法第百八十七号第一項(これ

を準用し、又はその例による場合を含む)の規

定による審尋をした参考人及び事実の調査のた

めに裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを

受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求する

ことができる。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

**第二十条** 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 民事訴訟法第三百三十二条の四第一項第一号の規定により文書(同法第二百三十三条に規定する物件を含む。)又は電磁的記録の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写し又は電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。

2 鉄道賃及び船賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものは普通急行料金又は急行料金)並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものは普通急行料金又は急行料金)による区間の旅行の場合は、最高裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

**第二十一条** 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃を除く。並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現にようつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の種類及び額)

**第二十二条** 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

(支給の基準及び額)

**第二十三条** 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

(宿泊料の支給基準及び額)

**第二十四条** 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

**第二十五条** 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費等の計算)

**第二十六条** 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

**第二十七条** この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

**第二十八条** 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合に、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(裁判官の権限)

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が

指定する裁判所書記官が取り扱う。

(郵便切手等の管理)

**第四章 雜則**

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が

(日当の支給基準及び額)

**第二十二条** 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

(支給の基準及び額)

**第二十三条** 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

(支給の基準及び額)

**第二十四条** 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

**第二十五条** 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費等の計算)

**第二十六条** 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

**第二十七条** この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに請求しないときは、支給しない。

(裁判官の権限)

**第二十八条** 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合に、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でない

(裁判官の権限)

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が

指定する裁判所書記官が取り扱う。

(郵便切手等の管理)

**第四章 雜則**

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が

指定する裁判所書記官が取り扱う。

(郵便切手等の管理)

**第二十九条** 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が

附 則（昭和五四年三月三一日法律第一〇号）

- 1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五〇号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五一号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六二号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六三号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六四号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六五号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八二号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年一〇月四日法律第九〇号）

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年六月五日法律第七二号）

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二一日法律第九五号）

- （施行期日）  
1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日法律第一〇八号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日法律第一一〇号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一五日法律第一一七号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一六日法律第一一八号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一六日法律第一一九号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、平成十一年二月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月一七日法律第一一五八号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月一七日法律第一一五九号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一二五号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一二六号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一二七号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一二八号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟費用の範囲及び額に関する経過措置）

十三条 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二

附 則（平成一二年一一月二九日法律第一二九号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日法律第一二九号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日法律第一二九号）抄

- （施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日法律第一二九号）抄



第一号の改正規定、同法第百六十六条规定第一項第一項の改正規定、同法第百六十七条规定第一項第一項の改正規定及び同法第百六十七条规定第一項第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定が公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用に関する経過措置）

第二十五条 第四条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「第四条改正後費用法」という。）第三条第二項及び第十一条第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から一六の項までの規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用（以下この条において「郵便物の料金等に充てるための費用」という。）について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものに充てるための費用については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）

第二十六条 第四条改正後費用法第八条の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日以後の申立て事件」と総称する。）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する

手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）（次条及び附則第二十八条において「施行日前の申立て事件」と総称する。）における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。（手数料の還付に関する経過措置）

第二十七条 第四条改正後費用法第九条及び第十一条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立て事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立て事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

（旅費 日当及び宿泊料に関する経過措置）

第二十八条 第四条改正後費用法第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の申立て事件における旅費、日当及び宿泊料（本邦と外国との間の旅行に係るもの）を含む。以下この条において同じ。）の額について適用し、施行日前の申立て事件における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第一百二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第一条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第二条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第三条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第四条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第五条抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第六条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 第七条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第八条抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第九条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第十条抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第十一条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第十二条抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則 第十三条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第二百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十一条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金

六十一一条第五項の改正規定、第二三百四十四条中の  
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約  
の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法  
第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に  
一項を加える改正規定及び同法第三百三条第六項  
の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財  
産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判  
手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定  
（「第八十七条の二」を削る部分に限る。）  
**附 則**（令和六年五月一五日法律第二二二  
号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行  
する。  
**附 則**（令和六年五月二四日法律第三三三  
号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで  
及び第十九条第一項の規定は、公布の日から  
施行する。  
(政令への委任)  
**附 則**（令和六年六月一四日法律第五二  
号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第四十八条の規定 公布の日  
(政令への委任)  
**附 則**（令和六年六月一九日法律第五八  
号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第五条、第六条及び第八条の規定 公  
布の日

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正規定	
項	第六条 民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、施行日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する法律別表第二の一三の項ハの規定の適用については、同項ハ中「申立て」スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。(政令への委任)
一 訴え(反訴を除く。)の提起 上欄	別表第一(第三条、第四条関係) 下欄 訴訟の



三一	二一	一一		〇一
借地借家法第四十一条の事件に 参加の申出(申立人として する場合に限る。)	再生手続開始の申立て	破産手続開始の申立て(債権者 がするものに限る)、更生手続 開始の申立て、特別清算開始の 申立て、外国倒産処理手続の承 認の申立て、責任制限手続開始 の申立て又は企業担保権の実行 の申立て	ハ 不動産登記法(平成十六年 法律第二百二十三号) 第百八条第 一項の規定による申立てその他 の登記又は登録に係る法令の規 定による仮登記又は仮登録の仮 処分命令の申立て又は申請	イ 民事保全法(平成元年法律 第九十一号)の規定による保全 命令の申立て ロ 実施の申立て 口 民事保全法(平成元年法律 第九十一号)の規定による保全 命令の申立て
額当三十価土での借と求裁にの第十家借 をすに分額地あ目地きめ判よ規二七法地 る相のののる的權はるをる定項条第借	一万円	二万円		二千円

基(一)円 ご円二そ分で万え円がな基(二)円とま十その円がな基(三)たしりるるにてにそとをのる的權はるをのそ  
 確(三) 四とま十の の円五を百る確(二)円にで万の部ま百る確(一)額て算にと定、応のし基価土での借と求裁の  
 と 百にで万額 部ま百超万額と ご円額 で万額と 得出よこめ次じ額、確額地あ目地きめ判他

億がな基(一)円 ご円五そ分で億え円がな基(二)円千とま百その円え円がな基(三)円 ご円五そ分で万超万がな  
 円五る確(五) 四とま百の の円五を十る確(五) 二にで万の部ま十を千る確(四) 八とま十の の円え円五る  
 を十額と 千にで万額 部ま十超億額と 百 ご円額 で億超万額と 百にで万額 部ま千を百額

四一	二の三一	
手続の申立て 又は労働審判法による調停の申立て	民事調停法による調停の申立て	申立ての変更 借地借家法第四十一条の事件の

---

---

円 ご円額そ分え円五価事求審は調(千にて万額その円五を十価事求審は調(百 ご円額そ部ま十を  
四とま千の るを十額項め判労停) 六円 ご円五の部ま十超億額項め判労停) 五円 千とま百の分で億超万  
千にて万価 部超億がのるを働又 四とま百価 で億え円がのるを働又 二にて万価 の円え円

二の四一	五一	二の五一	六一
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判 手続の申立ての変更	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て 又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件についての調停若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第一項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五一条第一項、第二百六一条第一項若しくは第二項又は第二百七一条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又

千円		円千二百		八百円	た額	控の手に申更か得出よのきての変除額数係立前らたしり項一に申更しを料るての変額て算に四つ立後
----	--	------	--	-----	----	---

七一	二の六一
<p>(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘密匿事項記載部分の閲覧等の請求を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘密決定を求める申立て、秘密決定等の取消しの申立て、秘密決定等の決定を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、受訴えの提起前における証拠収集等につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、</p>	<p>は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消费者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(この表の他の項に掲げる申立てを除く。) ロ 非訟事件手続法の規定による参加(二三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る。) ハ 消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条规定の債権届出</p>

五百円 円つ債一千にのき権個

若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

(口) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の处分に対する異議の申立て、裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て

(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の处分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに關する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一

一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同法第二項の規定によるその取消しの申立て又は同法第五十九条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行外に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法、民事再生法等の更生手続の特例等に関する法律（平成十一年法律第二百二十五条）、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）、金融機関等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油污等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

本法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第一百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第一百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者の保護等に関する法律第一百四十九条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による

申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、民事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百四十四条第一項若しくは第五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十四条第一項若しくは第六十一条第一項若しくは第七十二条第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十八条第一項若しくは第八十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て、公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十一条第一項若しくは第六年法律第五十八号）第三十一条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の促進に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一项若しくは第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法の規定による申立て

別表第二（第三条、第四条関係）

## の規定による終局決定の変更の 申立て

別表第二（第三条、第四条関係）		申立て	この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。
項目	上欄 く。の提起	訴え（反訴を除く。）	下欄
		イ及びロに掲げる額の合算額	イ訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
		（一）訴訟の目的の価額が百万円までの部分	（一）訴訟の目的の価額が百万円までの部分
		その価額十万円までごとに一千円	その価額が百万円を超えて五百万円までの部分その価額二十万円までごとに一千円
		（二）訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千円までの部分その価額二十万円までごとに一千円	（二）訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千円までの部分その価額五十万円までごとに二千円
		（四）訴訟の目的の価額が五百万円を超えて十億円までの部分その価額一百万円までごとに三千円	（四）訴訟の目的の価額が十億円を超えて五十億円までの部分その価額五百万円までごとに一万円
		（六）訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分その価額千万円までごとに一万円	（六）訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分その価額千万円までごとに二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申

五	四	三	二	
請求の変更	立てる 上告受理の申立て 訴の提起若しくは上告受理の申立て	上告の提起又は上告受理の申立て (四の項に掲げるものを除く。)	控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)	
請求について判決に対する控訴の提起又は上告受理の申立て	請求について判決をしなかつた判決に対する控訴の提起若しくは上告受理の申立て	上告の提起又は上告受理の申立て (四の項に掲げるものを除く。)	控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)	立てをする場合については、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額
の合算額の二倍の額	の合算額の二倍の額	イ及びロに掲げる額	イーの項イにより算出して得た額の二倍の額	イ及びロに掲げる額の合算額
ロ 二千七百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合においては、八百円)	ロ 二千七百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合におけるは、千百円)	イ及びロに掲げる額	イーの項イにより算出して得た額の二倍の額	イーの項イにより算出して得た額の二倍の額
の額	の額	の額	の額	の額
ロ 二の項ロ又は三の項目に掲げる額	ロ 二の項ロ又は三の項目に掲げる額	の額	の額	の額
変更後の請求につきの項イ(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ)により算出して得た額から変更前の請求につきの項イ(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ)により算出して得た額か	変更後の請求につきの項イ(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ)により算出して得た額か	の額	の額	の額

九 提起	八 簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	七 民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第五十二 条第一項又は民 事再生法第一百三 十八条第一項若 しくは第二項の規 定による参加の申出	六 反訴の提起
は、四千百円)	は、五千二百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円)	三千二百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円)により算出しが得た額	る請求の変更にあつては、二の項イ)により算出して得た額を控除した額

○	和解の申立て	支払督促の申立て	一一	一	二	三 一
二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	イ及びロに掲げる額の合算額により算出して得た額の二分の一の額口二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千五百円）	イ 請求の目的の価額に応じ、一の項イの申立てをする場合にあつては、二千五百円	五百円	二千円	行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付止めの申立て	イ民事訴訟法の規定による執行停止の申立て、弁護士でない者を選任するとの許可を請求する申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することができる者の当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘密記載部の開覧等の請求をするべき者ができる者を当事者に限る決定を求める申立て、秘密記載部の開覧等の請求をするべき者ができる者を当事者に限る決定を求める申立て、秘密記載部の開覧等の請求をするべき者ができる者を当

に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託官若しくは小切手の提出前ににおける証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託官若しくは手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て若しくは仮の執行停止決定の取消しの申立て又は申立て参加（七の項目に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て行政事件訴訟法の規定によると申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託官若しくは手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て若しくは仮の執行停止決定の取消しの申立て又は申立て行政事件訴

は仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第二百四十四条号）第二十二条の二十の規定による申立て、特許法第五条の二の第三第一項、第七条の四十条の四第四条第一項若しくは第一百四十五条の五第一項の規定による申立て、著作者権法第一百四十四条の六第一項若しくは第一百四十五条の五第一項の規定による申立て、不正競争防止法第七条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、第四十一条第一項の規定による申立て、

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

別表第三（第七条関係）

四 執行文の付与	三 事件に 関する事 件を証明し た電磁的記 録の提供	二 事件の記 録の正 本、謄本若しく は抄本の交付又 は当該記録中電 磁的記録部分に 記録されている 事項を證明し た電磁的記録の 交付若しくは當 該事項を證明し た電磁的記録の 提供	一 事件の記 録の閱 覧、謄写、複 製（事件の 係属中に當 事者等が請求 するものを除く。）	上欄 項目	下欄 項目
一通につき三百円	事件に 關する事 件を証明し た書面の交 付又は當 該事項を証 明した書 面の交付若 しくは當該 事項を證明 した電磁的 記録の提 供	一件につき百五十円 (事件の記録の写しに ついて原本(事件の記 録が電磁的記録で作成 されている場合にあつ ては、当該電磁的記録 に記録された情報の内 容を書面に出力したと きのその書面。以下同 じ。)の記載と相違な い旨の證明に係るもの については、原本十枚 までごとに百五十円) までごとに百五十円)	用紙一枚につき百五十 円(事件の記録中電磁 的記録部分に記録され ている事項を證明した 電磁的記録の提供をす る場合にあつては、一 件につき二千百円)	一件につき百五十円	一件につき百五十円